

## 砺波市農業委員会 3 月総会議事録

開催日時 令和 6 年 3 月 5 日（火）午後 2 時

開催場所 砺波市役所 3 階 大ホール

出席した委員 25 名

|      |       |      |        |
|------|-------|------|--------|
| 3 番  | 吉田 一馬 | 17 番 | 亀永 理恵  |
| 5 番  | 林 政樹  | 18 番 | 土田 英雄  |
| 6 番  | 前野 久  | 19 番 | 中村 栄克  |
| 7 番  | 石田 智久 | 20 番 | 満保 雅春  |
| 8 番  | 鴨井 克之 | 21 番 | 今井 久人  |
| 9 番  | 川邊 洋  | 22 番 | 松原 光雄  |
| 10 番 | 舘 和香子 | 23 番 | 黒田 英嗣  |
| 11 番 | 樋掛 雅彦 | 24 番 | 山本 渉   |
| 12 番 | 田嶋 和樹 | 26 番 | 源通 一郎  |
| 13 番 | 森田 修  | 27 番 | 齋藤 徹   |
| 14 番 | 松浦 正一 | 28 番 | 片山 雅喜  |
| 15 番 | 飯田 輝一 | 29 番 | 水野 勢津子 |
| 16 番 | 飯田 真紀 |      |        |

欠席した委員 4 名

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 西原 登  | 4 番  | 柴田 泰利 |
| 2 番 | 堀田 敬三 | 25 番 | 小幡 直也 |

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4 名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生  
農地調整専門員 林 憲正

農業振興課 1 名

農地調整係 主任 原田 裕之

## 付議案件

### 議事

- 1) 議案第 4 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第 4 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請に対し  
意見決定について
- 3) 議案第 4 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に  
対し意見決定について
- 4) 議案第 4 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権・使用貸借権設定  
転用許可申請に対し意見決定について
- 5) 議案第 4 5 号 砺波市農用地利用集積計画（第 1 3 0 次）の協議に対し  
意見決定について
- 6) 議案第 4 6 号 砺波市農用地利用集積計画（第 1 3 1 次）の協議に対し  
意見決定について

### 協議

- 1) 協議事項 1 号 令和 5 年分砺波市農地賃借料情報について

### 報告

- 1) 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第 3 号 令和 6 年度砺波市農業委員会総会日程について
- 4) 報告第 4 号 農業経営改善計画の認定等について

### その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度・砺波市農業委員会3月総会」を開会いたします。  
それでは、会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。3月になりまして、私の家にも種もみが配布されてきました。農作業をしなければいけないという気持ちになってきたところです。みなさま方におかれましては、農作業の際には怪我のないよう気を付けていただきますようお願いいたします。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中25名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをここにご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたしますでしょうか。

委員 (異議なしの声)

議長 それでは、議席番号17番亀永 理恵委員・議席番号18番土田 英雄委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。「議案第41号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページから2ページをお願いします。  
今月の案件は、6件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1・4・5は、申請地を借り受けて耕作していた農地所有適格法人の譲受人が、引き続き農地として利用するため譲り受けます。番号2・3

は、仲間田の農地を交換して取得し、それぞれ1つの農地として利用するものです。番号6は、譲受人が宅地を購入するにあたり、隣接する農地も併せて取得し畑として利用します。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長       ただ今、事務局より説明のありました「議案第41号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員       （「はい」の声あり）

議 長       齊藤委員、どうぞ。

齊藤委員       1番、4番、5番について、いずれも譲受人が借り受けて耕作していた農地となります。1番の譲渡人は以前は申請地を耕作していたものの、離農後に市外へ転居しており、今後の農地の管理等を考慮し譲受人へ譲り渡すこととなったものです。4番、5番については仲間田であわせて譲り渡すこととなりました。ご承認よろしく願います。

委 員       （「はい」の声あり）

議 長       黒田委員、どうぞ。

黒田委員       6番について、申請地は譲受人が譲渡人から購入した宅地に付随する農地です。移住にあたって申請地で畑をしたいとの希望があり今回の申請に至ったものです。ご承認よろしく願います。

議 長       他にご質問等はありませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「議案第41号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長       全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第42号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の３ページをお願いします。  
今月の案件は、１件でございます。

(議案書番号１朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の１ページから４ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農業用施設」に該当します。現在、申請地隣接の農地は、砂利採取を行っております。機能していない既存の用悪水路が、砂利採取の作業に支障となっており、移設を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第４２号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

案件について補足説明します。現在、申請人の母が所有する宅地と田の間に用水があります。宅地は上にあった家屋を解体して更地になっており、これから隣接する田とあわせて砂利採取後、宅地部分もあわせて復田する予定です。その際に現在の位置に用水路があると耕作する際に支障となるため、道路側に沿うように用水路の付け替えを行うものです。なお、用水路の移設については耕作者や関連団体、近隣者の同意を得ております。ご承認よろしくをお願いします。

他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第４２号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第４３号 農地法第５条第１項の規定による所有権移転転用許可申請に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の４ページをお願いします。  
今月の案件は、１件でございます。

(議案書番号１朗読)

別添の位置図の５ページから９ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第３種」になります。農地転用の許可基準は、「第３種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、住宅建築を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長       ただ今、事務局より説明のありました「議案第４３号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員       （「はい」の声あり）

議 長       源通委員、どうぞ。

源通委員     申請地の近隣は商業施設が多く、周囲も宅地で囲まれています。利便性が高い場所での住宅建築の希望があり申請されたものです。ご承認よろしくをお願いします。

議 長       他にご質問等はありませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「議案第４３号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長       全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第４４号農地法第５条第１項の規定による賃借権・使用賃借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局     議案書の５ページをお願いします。  
今月の案件は、２件でございます。

（議案書番号１朗読）

別添の位置図の１０ページから１４ページまでと併せてご覧ください。  
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第３種」

になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、住宅建築を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の15ページから19ページまでと併せてご覧ください。

申請地は農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農業用施設」に該当します。新規就農者の譲受人は、令和7年からの直売に向けてぶどうの生育を進めています。作業用資材や農業用機械を収める農業用倉庫、作業員・来場者の駐車場が必要となりました。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長       ただ今、事務局より説明のありました「議案第44号」について、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員       (「はい」の声あり)

議長       源通委員、どうぞ。

源通委員       1番について、譲受人は現在アパート住まいですが、今後生まれてくる子供のことを考慮し住宅建築の検討をしていたところ、将来の親の介護等もあることから実家の隣で分家住宅の建築を計画したものです。ご承認よろしく願います。

委員       (「はい」の声あり)

議長       樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員       2番について、譲受人は現在令和7年の本格販売に向けてブドウ棚の生育を進めています。作業用の資材等を保管する倉庫や販売の際の来場者用駐車場等が必要となることから、成育中のブドウ棚に隣接する農地について転用の申請を行うものです。ご承認よろしく願います。

議長       他にご質問等はありませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第４４号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第４５号 砺波市農用地利用集積計画・第１３０次の協議に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の６ページから２８ページをお願いします。  
１月末に締め切りの農地中間管理事業の農地貸付者は、２９０件、８５３筆、約１６６．４haの申し込みがありました。別添の集積・配分の集計、耕作者を含めた利用権設定の一覧もあわせてご確認ください。  
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今事務局より説明のありました「議案第４５号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

(なしの声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「議案第４５号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第４６号 砺波市農用地利用集積計画・第１３１次の協議に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の２９ページから６４ページをお願いします。  
こちらは、貸し手と借り手が直接契約する“相対”の利用権設定になります。本市では、年３回この申し出を受付しており、今回は１月末締切分です。貸し手４４６名、借り手９７名、１、３２３筆、約２０１．２haの申し込みがありました。３月末に公告を予定しています。  
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今事務局より説明のありました「議案第４６号」について、ご質問等がありましたら、挙手願います。



(なしの声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「議案第46号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、協議事項1号 令和5年分砺波市農地賃借料情報について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の65ページをご覧ください。  
こちらは、昨年1年間に利用権が設定がされた賃借料を地区別に集計したものです。この内容をもとに、4月に発行する「農家相談のしおり」に掲載いたします。  
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 賃借料の平均値の計算は筆数と面積のどちらで割ったものでしょうか。

事 務 局 計算は筆数で割っています。

議 長 他にご質問等はありませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号・第3号・第4号説明)

議長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 30)